

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月3日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社BCJ - 12
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
【電話番号】	03 - 6212 - 7034
【事務連絡者氏名】	代表取締役 杉本 勇次
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社BCJ - 12 (東京都千代田区丸の内一丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社BCJ - 12をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社マクロミルをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社マクロミル

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

イ 平成21年7月1日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間が平成21年7月29日から平成28年7月15日までとされているもの。以下「第6回新株予約権」といいます。）

ロ 平成21年7月1日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間が平成23年7月16日から平成28年7月15日までとされているもの。以下「第7回新株予約権」といいます。）

ハ 平成22年9月3日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）

ニ 平成24年8月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第9回新株予約権」といい、第6回新株予約権、第7回新株予約権、第8回新株予約権及び第9回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）

新株予約権付社債

平成23年8月3日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）

(3)【公開買付期間】

平成25年12月12日（木曜日）から平成26年1月31日（金曜日）まで（30営業日）

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（43,577,797株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（61,097,380株）が買付予定数の下限（43,577,797株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成26年2月1日に報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	59,490,310（株）	59,490,310（株）
新株予約権証券	1,400,800	1,400,800
新株予約権付社債券	206,270	206,270
株券等信託受益証券（ ）		
株券等預託証券（ ）		
合計	61,097,380	61,097,380
（潜在株券等の数の合計）	（1,607,070）	（1,607,070）

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	610,973
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	16,070
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年6月30日現在)(個)(g)	630,488
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100$)(%)	93.47

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年6月30日現在)(個)(g)」は、対象者が平成25年9月26日に提出した第14期有価証券報告書(以下「対象者第14期有価証券報告書」といいます。)に記載された平成25年6月30日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)に対象者が平成25年7月1日を効力発生日として行った対象者の株式1株を2株に分割する株式分割の効果を反映した議決権数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式を含む対象者の普通株式(自己株式を除きます。)、本新株予約権及び本新株予約権付社債の全てを本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、(i)対象者が平成25年12月6日に提出した自己株券買付状況報告書(以下「対象者自己株券買付状況報告書」といいます。)に記載された平成25年11月30日現在の発行済株式総数(63,274,150株)に、(ii)(ア)対象者第14期有価証券報告書に記載された平成25年8月31日現在の第6回新株予約権(600個)、第7回新株予約権(999個)、第8回新株予約権(145個)及び第9回新株予約権(9,779個)から、平成25年11月30日までに消滅した新株予約権(対象者によれば、平成25年11月30日までに、第6回新株予約権200個、第7回新株予約権57個、第9回新株予約権370個がそれぞれ消滅したとのことです。)を除いた数の新株予約権(第6回新株予約権400個、第7回新株予約権942個、第8回新株予約権145個及び第9回新株予約権9,409個)の目的となる対象者普通株式の数(2,476,600株)並びに(イ)対象者第14期有価証券報告書に記載された平成25年8月31日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権(165個)から、平成25年11月30日までに消滅した新株予約権付社債に付された新株予約権(対象者によれば、平成25年11月30日までに、本新株予約権付社債に付された新株予約権14個が消滅したとのことです。)を除いた数の本新株予約権付社債に付された新株予約権(151個)の目的となる対象者普通株式の数(3,114,686株)をそれぞれ加えた株式数(68,865,436株)から、(iii)対象者自己株券買付状況報告書に記載された平成25年11月30日現在の対象者が所有する自己株式数(3,498,741株)を控除した株式数(65,366,695株)に係る議決権の数(653,666個)を分母として計算しています。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。